

新居浜市建設工事(土木)  
設計変更ガイドライン

平成29年10月

新居浜市 総務部 契約課

# 目 次

1 目的 .....	1
2 適用 .....	1
3 用語の定義 .....	1
4 設計図書作成時の留意点 .....	1
(1) 現場条件等の確認 .....	1
(2) 施工条件の明示 .....	2
(3) 条件明示すべき事項 .....	2
5 設計変更 .....	5
(1) 設計変更の基本原則 .....	5
(2) 設計変更の対象事項と根拠規定 .....	5
(3) 設計変更時の受発注者間協議 .....	6
(4) 設計変更に伴う契約変更手続 .....	6
(5) 設計変更のフロー .....	7
6 設計変更時の留意点 .....	8
(1) 設計変更ができないもの .....	8
(2) 指定・任意の正しい運用 .....	8
7 関連事項 .....	9
(1) 設計図書の照査 .....	9
(2) ワンデーレスポンスの実施 .....	10
(3) 三者会議の実施 .....	11

## 1 目的

建設工事は、契約書及び設計図書（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）に基づいて施工されるものであるが、工事の設計変更の決定及び変更契約を行う場合、本市では、「工事請負契約約款」（以下「約款」という。）及び「契約変更の事務処理要領」（以下「要領」という。）に基づき、変更手続を行っている。

この「新居浜市建設工事（土木）設計変更ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、これらの規程を補完し、設計変更及び変更契約における手続きを明確化することにより、発注者及び受注者双方の理解を深め、建設工事における設計変更手続の円滑化、適正化を図ることを目的とする。

なお、建設工事は、多種多様な現地の自然条件・環境条件の下で施工されるものであり、その変更内容も多岐にわたることを踏まえて、本ガイドラインを適用するものとする。

## 2 適用

このガイドラインは、新居浜市が発注する建設工事（土木）の設計変更及び変更契約に適用する。ただし、土木以外の建設工事については、このガイドラインに準じて取り扱うものとする。

## 3 用語の定義

1. 「設計変更」とは、建設工事の施工にあたって契約の目的（工事内容の同一性）を変更しない限度において、約款第18条又は第19条の規定に基づき、設計図書を訂正又は変更することをいう。
2. 「変更契約」とは、当初契約した工事の請負代金額、工期、設計図書等の契約内容を変更し、契約することをいう。
3. その他の用語の定義については、約款又は新居浜市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）による。

## 4 設計図書作成時の留意点

設計変更を適切に行うためには、その前提となる設計図書が適正に作成されていることが重要となる。

### （1）現場条件等の確認

発注者は、設計図書の作成に先立ち、必ず工事施工箇所の現場に臨場し、工事施工に影響を及ぼすポイントを確認するものとする。

#### 【主な確認点】

- ・発注範囲の確認
- ・用地境界ラインの確認
- ・工事施工に必要な仮設備や仮設ヤードの借地範囲の確認
- ・支障物件の有無の確認
- ・施工機械の搬入路（経路、幅員、高さ、重量制限等）の確認
- ・仮設道の設置が必要な箇所の確認
- ・既設構造物の状態の確認
- ・安全対策の必要性の確認
- ・通行制限、迂回路の有無の確認
- ・排水計画の確認
- ・その他

## (2) 施工条件の明示

施工条件は、契約条件となるものであることから、当初設計時には現場をあらかじめ確認したうえで制限を受ける施工条件等を適切に把握し、現場の実情に即した積算を実施するとともに、工事内容等に応じて、設計図書のなかで適切に明示するものとする。

また、明示された条件に変更が生じた場合は、契約書に基づき、適切に対応するものとする。

## (3) 条件明示すべき事項

明示項目	明 示 事 項 (案)
工程関係	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期</li><li>2. 施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法</li><li>3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期</li><li>4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲</li><li>5. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。また、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間</li></ol>
用地関係	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期</li><li>2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容</li><li>3. 工事用仮設道路・資材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等</li><li>4. 受注者に消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、使用条件、復旧方法等</li></ol>
公害関係	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 工事に伴う公害（騒音、振動、粉じん、排出ガス等）防止のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容</li><li>2. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等）</li><li>3. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等</li></ol>
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、時期</li><li>2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容</li><li>3. 落石、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容</li><li>4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容</li></ol>
工事用道路関係	<p>(1) 一般道路を搬入路として使用する場合</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 工事用資機材等の搬入経路、使用時期、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等</li><li>2. 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容</li></ol>

	<p>(2)仮道路を設置する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容、期間</li> <li>2. 仮道路の工事終了後の処置（在置又は撤去）</li> <li>3. 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容</li> </ol>
仮設備関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等</li> <li>2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合（指定仮設）は、その構造及びその施工方法</li> <li>3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容</li> </ol>
建設副産物関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置場所までの距離、時間等の処分及び保管条件</li> <li>2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容</li> <li>3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。</li> </ol> <p>なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件</p>
工事支障物件等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等</li> <li>2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等</li> </ol>
薬液注入関係	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等</li> <li>2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無、引き渡し場所等</li> <li>3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引き渡し場所、引き渡し期間等</li> <li>4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容</li> <li>5. 仮設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件</li> <li>6. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容</li> <li>7. 部分使用を行う必要がある場合、その箇所及び使用時期</li> </ol>

（平成14年3月 国土交通省通知「国官技第369号」より抜粋）

注)1. 施工条件の明示は、工事規模、内容に応じて適切に設定すること。

なお、施工方法、機械施設等の仮設については、施工者の創意工夫を損なわないよう留意すること。

注)2. 明示されていない施工条件、明示事項が不明確な施工条件についても、契約書の関連する条項に基づき、発注者、受注者双方協議できるものであること。

注)3. 現場説明時の質問回答のうち施工条件に関するものは、質問回答書により文書化すること。

### 【条件明示の特記仕様書記載例】

#### (工程関係)

- ・本工事の施工にあたっては、〇〇部分は〇年〇月〇日までに完成すること。
- ・本工事の盛土材は〇〇工事現場から搬入されるが、その時期は〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの予定である。
- ・本工事の〇〇区間は現在〇〇と協議中であり、〇年〇月〇旬に協議が成立する見込みである。

#### (仮設備関係)

- ・本工事で設置する仮橋は工事完了後も在置し、今後発注予定の〇〇工事に引き渡すものとする。
- ・〇〇水路の施工にあたっては、鋼矢板〇型、矢板長 $L = \text{〇m}$ 、施工延長 $L = \text{〇〇m}$ で締め切ることとしている。
- ・仮締切の鋼矢板施工は油圧式可変超高周波型バイブロハンマによる打ち込み、電動式バイブロハンマによる引き抜きを見込んでいるが、現地の状況（地質、周辺環境等）により、これにより難しい場合は、別途監督員と協議するものとする。

#### (用地・支障物件関係)

- ・本工事個所の一部用地については現在取得交渉中で、〇年〇月までに取得できる予定であるが、期日までに処理できず工事内容に変更が伴う場合は別途協議する。
- ・〇〇工の施工にあたっては〇〇管理の占用物件が支障となっているが、これらについては〇年〇月〇日までに移設が完了する予定である。なお、予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。

#### (その他)

- ・車道舗装打換工については夜間施工とする。
- ・本工事により発生する残土は、〇〇市〇〇町〇〇地先、片道運搬距離〇〇k mの〇〇工事現場へ運搬するものとする。
- ・本工事における交通誘導員は〇〇箇所〇人計上しているが、警察等第三者との協議の結果又は条件変更等に伴い変更する必要がある場合は別途協議する。

## 5 設計変更

### (1) 設計変更の基本原則

設計変更の決定及び契約変更は、要領において「当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない場合のほか、これを行うことはできない。」としている。

したがって、次のような場合は、上記の基本原則の範囲を超えるものであるため設計変更により対応することはできず、別途発注となる。

1. 設計変更に係る変更金額が当初の30%を超えて増加するもの。
2. 当初契約した施工場所以外の場所での施工を追加するもの。
3. 当初の工事目的と関係のない工種を追加するもの。

ただし、上記 1及び 3に該当する場合であっても、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難な場合は除く。

### (2) 設計変更の対象事項と根拠規定

設計変更の対象事項と例	根拠規定 (約款)
1) 図面、仕様書、現場説明書及び説明に対する質問回答書が一致しない場合 1. 図面と現場説明書で舗装の厚さや管径が一致しない 2. 平面図と縦断図の数量（管布設延長、材料、仕様等）が一致しない	第18条第1項第1号
2) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合 1. 条件明示する必要があるにも関わらず土質に関する条件明示がない 2. 図面に設計寸法の明示がない 3. 地下水位に関する一切の条件明示がない 4. 交通整理員についての条件明示がない	第18条第1項第2号
3) 設計図書の表示が明確でない場合 1. 土質柱状図は明示されているが地下水位が不明確 2. 図面と工事数量総括表の記載事項が合致しない 3. 水替工実施の記載はあるが運転条件（作業時排水・常時排水）について不明確	第18条第1項第3号
4) 設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しない場合 1. 設計図書に明示された地形・土質が現地条件と一致しない 2. 地下水位が現地条件と一致しない 3. 交通誘導員の人数等が規制図と一致しない 4. その他、新たな制約等が発生した場合	第18条第1項第4号
5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合 1. 埋蔵文化財が発見されその調査が必要となった 2. 現地の一部に軟弱な地盤があり地盤改良が必要となった 3. 予期せぬ交通規制を受け工事を進められなくなった	第18条第1項第5号
6) 発注者が必要と認めて設計図書を変更する場合 1. 近隣住民等と調整の結果、施工範囲を拡大（縮小）した 2. 近隣住民等と調整の結果、施工時間、施工日を変更した 3. 関連する他の工事の影響により施工内容を変更した 4. その他発注者側の都合により設計図書を変更した	第19条

<p>7) 受注者の責めに帰すことができない自然的又は人為的事象により、受注者が工事を施工できないと認められる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関係機関協議が未了のため工事に着手できない</li> <li>2. 掘削中に予見できない埋設物が発見された</li> <li>3. 工事用地が確保できない等のために工事を施工できない場合</li> <li>4. 受注者の責によらない何らかのトラブル（地元調整等）が生じた場合</li> </ol>	第20条
<p>8) 受注者が工期の延長変更を請求することができる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 天候不良の日が例年に比べ多いと判断でき工期の延長が生じた場合</li> <li>2. 設計図書に明示された関連工事との調整に変更があり工期の延長が生じた場合</li> <li>3. その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が生じた場合</li> </ol>	第21条
<p>9) 発注者が工期の短縮変更を請求することができる場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 関連工事等の影響により工期短縮が必要な場合</li> <li>2. その他の事由（地元調整、関係機関調整など）により工期の短縮が必要な場合</li> </ol>	第22条

### (3) 設計変更時の受発注者間協議

設計変更が必要な場合においては、手続の透明性向上及び迅速化を目的として、以下の実施例を参考に設計変更の内容確認を行う「設計変更協議」を適宜実施すること。

#### 【設計図書を変更する場合の協議実施例】

- ・出席者 発注者：監督員及び担当係長  
受注者：主任技術者及び現場代理人  
(受発注者とも原則複数名の参加とする)
- ・協議時期 設計変更図書の作成時 等
- ・協議内容 設計図書の変更内容、変更数量及び変更金額 等

### (4) 設計変更に伴う契約変更手続

原則として、設計変更に伴う契約変更手続は、その必要性が生じた都度工事を中断し行い、変更契約締結後工事を再開するものとする。

ただし、次に掲げる「軽微な変更」に該当する場合には、要領に基づく事務処理を行った後、工事を継続し、後日契約変更手続を行うことができる。

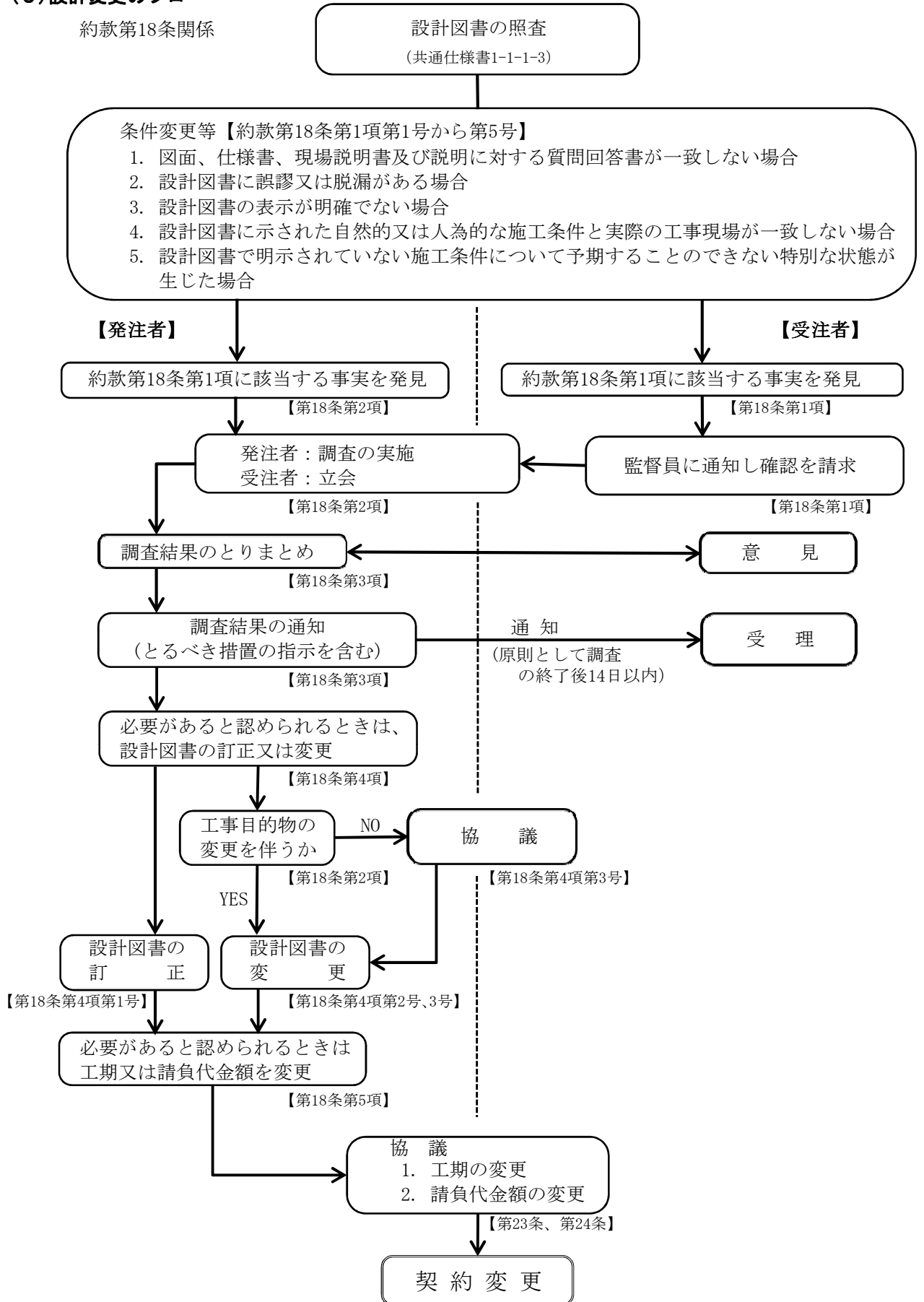
「軽微な変更」とは

1. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要でないもの。
2. 新工法に係るものでないもの。
3. それぞれの変更金額あるいはそれらの合計金額が当初設計金額の20%以下の増減を生じるもの。
4. 契約上重要な問題でないもの。



**(5) 設計変更のフロー**

約款第18条関係



## 6 設計変更時の留意点

### (1) 設計変更ができないもの

下記の場合においては、原則として設計変更できない。

ただし、約款第26条による災害防止等臨機の措置の場合は除く。

1. 設計図書で「任意」の扱いをしているもの。
2. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者との「協議」を行わず、受注者が独自に判断して施工した場合
3. 発注者と「協議」を行っているが、発注者からの回答前に施工した場合
4. 「承諾」で施工した場合  
(「承諾」とは、受注者が自らの都合による施工方法等について監督員の同意を得るもの。)
5. 約款(第18条～第25条)及び共通仕様書(1-1-1-13～1-1-1-15)に定められた所定の手続きを経していない場合
6. 口頭のみでの指示や協議などで、正式な書面によらずに施工した場合 等

### (2) 指定と任意の正しい運用

○指定と任意の基本的な考え方

工事目的物を完成させるために必要な仮設及び施工方法その他一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、約款第1条第3項により受注者の責任による自主的な選択が原則となる。

一方、受注者の自主的な選択を制限する必要がある場合は、設計図書等に特別の定めを明示し、施工方法等を指定することができる。

○指定と任意の定義

「指定」とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書のとおり施工を行わなければならないものであり、「任意」とは、受注者の責任において自由に施工を行うことができるもの。

○指定と任意の設計変更における留意点

指定の施工方法等は設計変更の対象となるが、任意については原則として設計変更しない。

ただし、設計図書に明示した施工方法等を選定するために必要な条件等が現場と一致な場合は、設計変更の対象となる。

内 容	指 定	任 意
設計図書の記載	施工方法等について具体的に示す。 (契約条件として位置付け)	施工方法等について具体的には示さない。 (契約条件ではないが、参考図として標準的工法を示すことがある)
施工方法等の変更	発注者の指示又は協議が必要	受注者の任意 (施工計画書の変更・提出は必要)
施工方法等の変更が生じた場合の設計変更	設計変更の対象となる。	設計変更の対象とならない。
明示した条件の変更が生じた場合の設計変更	設計変更の対象となる。	設計変更の対象となる。

#### 【任意における不適切な対応例】

- ・新技術の活用について受注者から申し出があった場合に、「積算上の工法で施工」するよう指示(発注者)
- ・標準歩掛ではバックホウで施工となっているので、「クラムシェルでの施工は不可」と対応(発注者)
- ・受注者の考えで決定した施工方法や施工機械にもかかわらず、その費用が増額したことにより契約金額の増額を要求(受注者)

## 7 関連事項

### (1) 設計図書の照査

受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により約款第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。（共通仕様書 1-1-1-3）

#### 【設計図書の照査範囲の例】

1. 設計図書の内容について整合がとれているかどうかの確認
  - ・設計書と数量計算書との内容の整合確認
  - ・設計図面と構造計算書の設定条件や計算値との整合確認
  - ・設計図面や数量計算書に記載ミス、計算ミスがないかどうかの確認
2. 設計図書記載内容と実際の工事現場の状態や施工条件が一致しているかどうかの確認
  - ・設計図面のとおり構造物を造ることができるかどうかの確認
  - ・計画法線、縦横断図の地盤高等と現地の確認
  - ・支障物件、埋設物等の現地確認

#### 【設計図書の照査の範囲を越える例】

1. 新たに設計図の作成が必要なもの
  - ・現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。又は縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
  - ・現地測量の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。又は土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
2. 構造計算等が伴うもの
  - ・構造図の位置や計画高さ、延長が変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
  - ・基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成
  - ・土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成
  - ・構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成
3. 設計根拠の検討まで必要なもの
  - ・構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査
  - ・設計根拠まで遡る見直しや必要とする工費の算出
  - ・「設計要領」「各種示方書」等との対比設計
  - ・舗装修繕工事の縦横断設計で、当初の設計図書で示された縦横断面図の修正

注) なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図については、受注者の費用負担によるものとする。

## (2)ワンデーレスポンスの実施

### 1. 目的

新居浜市が発注する建設工事において発生する諸問題に対し、これまで監督員が個々に実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的でスピーディなものにするとともに、発注者と受注者が共通認識のもと協力し、工期短縮や品質の確保等を図りつつ、安全かつ円滑に工事を完成させることを目的とする。

### 2. 対象工事

新居浜市が発注する全ての建設工事を対象とする。

### 3. 実施方法

ア 受注者からの質問又は協議に対する発注者の回答

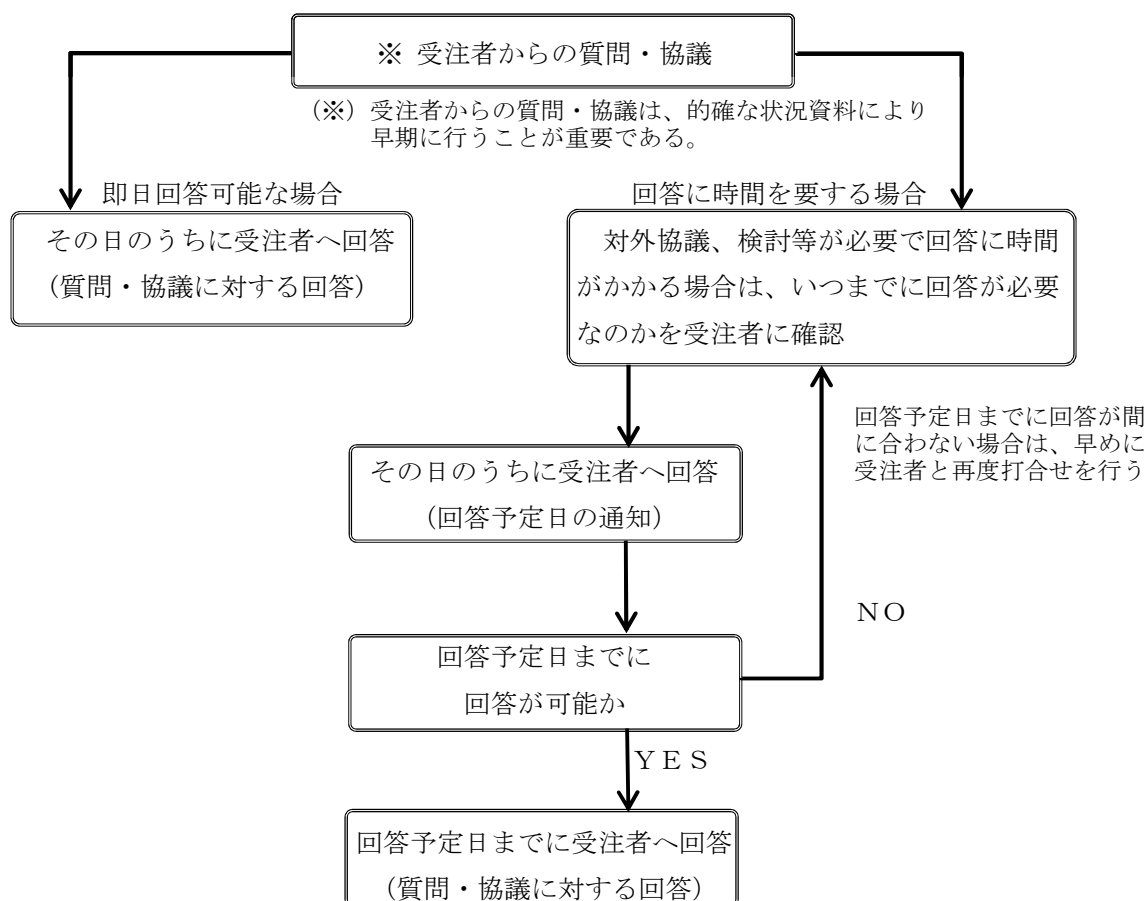
- ・監督員は、原則として「その日のうち」に受注者に回答する。
- ・即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認の上、「その日のうち」に「回答予定日」を通知する。
- ・通知した「回答予定日」に回答できない場合は、明らかになった時点で速やかに新たな「回答予定日」を受注者に通知する。
- ・詳細については、下記フローによる。

イ 質問又は協議に対する回答の方法

受注者からの質問又は協議に対する回答は、原則として文書で行うが、緊急の場合は、電話、電子メール又はファックスでもよい。

ただし、事後、文書により質問及び回答を処理する。

### ワンデーレスポンス イメージフロー



### (3)三者会議の実施

#### 1. 目的

新居浜市が発注する建設工事において、設計の意図や施工上の留意点等を施工者に正確に伝達するため、設計者・施工者及び発注者間の情報共有の方法等について必要な事項を定め、設計図書と現場との整合性等を確認することにより、工事施工の円滑化と工事の品質確保を図ることを目的とする。

#### 2. 対象工事

三者会議を開催する対象工事は、業務委託した設計成果に基づく建設工事の中で、以下に該当する工事のうち、現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度であるなど、設計の意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事とする。

- ア 主たる工種に新工法、新材料を採用した工事
- イ 施工条件が厳しい工事
- ウ 高度な技術を必要とする工事
- エ 第三者に対する影響の大きな工事
- オ 大規模な仮設を行う工事
- カ 重要な構造物の工事
- キ 工事担当課が必要と認めた工事

#### 3. 特記仕様書への明示

発注者は、対象とする工事について、特記仕様書により三者会議の対象工事であることを明示する。